25　広域化推進事業に係る令和元年度及び令和二年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度及び令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

26　市町村立看護師等養成所生徒数は、「繰出金等について」によつて報告された当該市町村立看護師養成所及び准看護師養成所の前年の四月一日現在の生徒数と保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）により都道府県知事が指定した当該市町村立保健師養成所及び助産師養成所の前年の四月一日現在の生徒数の合計数とする。

27　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式イ、算式ウ、算式エ及び算式オにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式イ

$$\frac{1}{A} \times \{(0.5 + 0.5 \times \alpha) \times B \times 0.476 + (0.5 + 0.5 \times \beta) \times C \times 0.329\}$$

算式イの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{10{,}198}$$

25　広域化推進事業に係る令和元年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度に発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

26　市町村立看護師等養成所生徒数は、「繰出金等について」によつて報告された当該市町村立看護師養成所及び准看護師養成所の前年の四月一日現在の生徒数と保健師助産師看護師学校養成所指定規則により都道府県知事が指定した当該市町村立保健師養成所及び助産師養成所の前年の四月一日現在の生徒数の合計数とする。

27　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式イ、算式ウ、算式エ及び算式オにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式イ

$$\frac{1}{A} \times \{(0.5 + 0.5 \times \alpha) \times B \times 0.479 + (0.5 + 0.5 \times \beta) \times C \times 0.336\}$$

算式イの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{10{,}027}$$